デジタルエコノミーと税制研究会

デジタルエコノミーと税制

― 給付付き税額控除とガバメント・データ・ハブ ―

2026 年 10 月

はじめに

社会保障国民会議の「中間とりまとめ」および「「給付付き税額控除」の制度導入の基本方針」を踏まえた「飲食料品消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の導入に関する大綱」が、9 月 15 日に閣議決定されました。今後、具体的な制度設計、法案の審議等が進むことが期待されます。当研究会で長年主張してきた給付付き税額控除について、高市政権が「本丸」の政策として 2029 年度からの本格導入を図ることは、大きく評価したいと思います。一方で、給付付き税額控除にはデジタルを活用した基盤整備という大きな課題が残されています。新型コロナウイルス感染症の緊急経済対策として実施された特別定額給付金の反省を踏まえ、この機会にさらなるデジタル化を進め、中低所得の就業者を対象とした「所得に連動したきめ細かな給付」を行う基盤を整備することが重要です。

当研究会では、これまで「デジタルエコノミーの発達と税制の課題」（2018 年）、「ギグエコノミーと国際課税」（2019 年）、「デジタル・セーフティネットの構築に向けて」（2020 年）、「税制のデジタルトランスフォーメーション」（2021 年）、「デジタル・セーフティネットの基盤整備」（2022 年）、「所得情報と社会保障給付の連携」（2023 年）、「税と社会保障によるデジタル・セーフティネット」（2024 年）、「税と社会保障の連携による給付付き税額控除の実現」（2025 年）と、一貫して税と社会保障（給付）の連携の必要性を提言してきました。効率的で効果的な税制と社会保障を構築していくことが重要です。

今後、発生が予想される甚大な災害やパンデミックに備えるには、正確な所得情報をタイムリーな給付に結びつけることが必要です。所得情報把握のリアルタイム化と、リアルタイムに把握した情報を給付に結びつけられる新たなしくみの構築が求められます。当研究会が提言するガバメント・データ・ハブは、リアルタイムの所得情報を給付に結びつけるとともに、記入済み申告書を通じた確定申告の簡素化も可能とするしくみです。既存のやり方の電子化にとどまらない、デジタルを前提とした新たなしくみの実現に向け、当研究会では既存の税制の抜本的見直しを含め、それらの課題を検討・提言をしていきたいと考えています。

最後に、研究会の運営、報告書の作成について、全面的にご尽力いただいた本研究会の事務局、株式会社 NTT データ経営研究所の稲葉由貴子さん、三田雄登さんには、厚く御礼申し上げたいと思います。

2026 年 10 月

「デジタルエコノミーと税制研究会」座長
東京財団シニア政策オフィサー　ジャパン・タックス・インスティチュート代表理事
森信茂樹

デジタルエコノミーと税制研究会について

本研究会は、森信茂樹公益財団法人東京財団シニア政策オフィサー、一般社団法人ジャパン・タックス・インスティチュート代表理事を座長とし、「デジタルエコノミーの健全な発達と調和した税制のあり方」についての提言を行うことを目的とする研究会です。2006 年から 11 年間にわたり報告書を出してきた「金融税制・番号制度研究会」を引き継ぐ形で、2017 年 9 月に第 1 回会合を開催しました。モノからサービスへの転換、ユーザーの参加するプラットフォームという発明、企業価値の無形資産化、背後にあるビッグデータの存在と人工知能（AI）の発達による新たなビジネスモデルなど、多くの経済社会の変化をもたらしたデジタルエコノミーの発達が、課税の世界にも大きな影響を及ぼすことについての問題意識が背景にあります。

最初の報告書は 2018 年 11 月に公表しました。本提言はジャパン・タックス・インスティチュートのホームページ（http://www.japantax.jp/teigen/index.htm）にて公開しています。

ギグエコノミーとプラットフォーマーの位置づけ、AI の生み出す価値の研究、Web3.0 社会への税制の対応など、引き続き様々な分野について検討を行い、タイムリーな提言を行っていきたいと考えています。

【金融税制・番号制度研究会および当研究会で取り上げたテーマ】

- 「金融所得一体課税―その位置づけと導入にあたっての課題」（2007 年）
- 「金融所得一体課税～個人金融資産 1,500 兆円の活用に向けて～」（2008 年）
- 「金融所得一体課税の推進と日本版 IRA の提案」（2009 年）
- 「社会保障・税の共通番号制度の導入と民間利用のあり方」（2010 年）
- 「社会保障・税番号の導入と今後の課題」（2011 年）
- 「金融所得一体課税とマイナンバー制度の推進」（2012 年）
- 「社会保障・税番号制度の活用と官民連携のあり方」（2013 年）
- 「社会保障・税番号（マイナンバー）制度の活用に向けた取組み」（2014 年）
- 「社会保障・税番号（マイナンバー）制度の民間活用の拡充に向けて」（2015 年）
- 「社会保障・税番号（マイナンバー）制度の活用と日本版 IRA」（2016 年）
- 「ICT の税務への活用－日本版 IRA・日本型記入済み申告制度の導入－」（2017 年）
- 「デジタルエコノミーの発達と税制の課題」（2018 年）
- 「ギグエコノミーと国際課税」（2019 年）
- 「デジタル・セーフティネットの構築に向けて」（2020 年）
- 「税制のデジタルトランスフォーメーション」（2021 年）
- 「デジタル・セーフティネットの基盤整備」（2022 年）
- 「所得情報と社会保障給付の連携」（2023 年）
- 「税と社会保障によるデジタル・セーフティネット」（2024 年）
- 「税と社会保障の連携による給付付き税額控除の実現」（2025 年）
- 「給付付き税額控除とガバメント・データ・ハブ」（2026 年）

デジタルエコノミーと税制研究会

デジタルエコノミーと税制

― 給付付き税額控除とガバメント・データ・ハブ ―

2026 年 10 月

目次

1　AI の発達とガバメント・データ・ハブの必要性 1
2　給付付き税額控除（就業者負担金支援制度）の導入 2
2.1　概要 2
2.2　社会保障国民会議の議論と課題 3
3　所得情報の正確・迅速な把握と連携－ガバメント・データ・ハブ 5
3.1　所得情報の正確な把握 5
3.2　ワンスオンリー原則とガバメント・データ・ハブ 8
3.3　負担能力と金融所得の把握 10
3.4　タイムリーな給付―リアルタイムインフォメーションに向けて 11
4　個人住民税の現年課税化 15
5　暗号資産と税制 18
6　デジタルエコノミーと税制研究会メンバー 20
7　研究会の開催概要 21
8　引用・転載について 22

1 AI の発達とガバメント・データ・ハブの必要性

米国では、AI の急速な進化が AI を活用して利益を上げる資本家と雇用を奪われる労働者との格差を拡大し、雇用代替・失業拡大への懸念を急速に高めている。一方、深刻な労働力不足に悩むわが国では、生産性向上の「救世主」として AI を歓迎するムードが強いが、早晩、米国のような雇用不安や格差拡大をまねく可能性がないとは言えない。

国内では、高市早苗首相の下で実行に移されつつあるリフレ的な経済・財政政策に対し、地政学リスクの拡大や通貨安を通じ、インフレの加速、格差の拡大を引き起こす可能性が指摘されている。

このような内外の経済情勢の変化の中、デジタル技術を活用してワンスオンリー原則の下で企業の手間を省きつつ税制と社会保障の情報連携を促進する「ガバメント・データ・ハブ」（仮称）を構築し、効率的・効果的な「デジタル・セーフティネット」を構築することは、国民の将来不安を緩和し、経済の安定的発展を目指していくための喫緊の課題である。

2 給付付き税額控除（就業者負担金支援制度）の導入

2026 年の日本経済は、中東情勢の影響を受けたエネルギー価格上昇やサプライチェーンの混乱による石油関連製品の供給不足、賃金上昇の反映等で、物価は上昇傾向にある。諸外国に比べ高いと言われる中低所得者の税・社会保険料負担の軽減を図る目的で、「給付付き税額控除」の検討が重ねられ、物価高対策のための消費税減税を含む税制改正大綱が閣議決定された。給付付き税額控除は、所得に応じた現金給付制度である就業者負担軽減支援金として 2029 年度に本格導入され、それまでのつなぎとして食料品の消費税率を 27 年 4 月から 2 年間 1%に下げ、あわせて 1 %分の現金給付も実施されることとなった。給付付き税額控除は長年、当研究会が提唱してきたもので、大変意義深い。今後デジタルエコノミーにおける新たなセーフティネットの一つとして期待される。

2.1 概要

給付付き税額控除は、中低所得者や世帯を対象に、減税と給付を組み合わせて所得の再分配を行う制度である。従来の税額控除の場合、納税額が少ない者や課税最低限以下の者に対しては十分な恩恵が与えられないことに対応するもので、米経済学者のミルトン・フリードマンが提言した、所得が一定の基準を上回る場合は課税し、下回る場合には現金を給付する「負の所得税」が基になっている。勤労インセンティブを刺激し、自助努力による生活水準の向上を図るという考え方（ワークフェア）のもとに、1970 年代以降、米国、英国、ドイツ、カナダ、オランダ、韓国等で導入されている。

給付付き税額控除は、導入事例から４つに類型化される。第一は勤労税額控除で、勤労を条件に税額控除を行うことで就労インセンティブを高め、所得が増えると控除額が減ることによる自発的失業を回避する狙いがある。第二は児童税額控除で、対象となる子供の数により税額控除を行うことから、少子化対策としての効果も期待される。第三は社会保険料負担軽減税額控除で、税と社会保険料の合計額の範囲内で税額控除を行うしくみで、控除後の税額がマイナスになっても給付を行わないという特徴がある。第四は消費税逆進性対策税額控除で、所得と世帯構成に応じた定額が還付される。いずれも所得の正確な把握が条件になるが、社会課題への対応に効果があると推測される。

給付付き税額控除は、必ずしもすべての国が税額から控除し、控除しきれない額を給付するわけではなく、英国のように全額給付で対応する国もあれば、オランダのように税額控除のみ行う国もある。税額控除を行う場合は基本的に年末調整/確定申告時の年 1 回のみであるが、全額給付で対応する場合は、四半期ごと、毎月等の給付という設計が可能である。

わが国では、社会保障の持続可能性や働き方改革で増加したフリーランスやギグワーカー等の社会保障が手薄な労働者の増加、AI やロボットの普及による失業への懸念等がある中で、中低所得の就労者を対象としたばらまきではない支援として就業者負担金支援制度という名称で導入されるが、就労促進、雇用流動化等の効果が期待される。社会保障国民会議で検討された勤労性の所得が一定額以上あ

り、一定の税・社会保険料負担がある個人を対象に、原則として所得に応じた給付額とし、高所得の配偶者がいる場合は一定の例外を設けるなどの制度設計は、給付付き税額控除の趣旨にかなっている。

2.2 社会保障国民会議の議論と課題

国民の受益と負担に深く関わる「給付付き税額控除」や「食料品の消費税率ゼロ」を含めた「社会保障と税の一体改革」について、国民に見える形で検討するとした高市政権により、2026 年 2 月に超党派の国会議員で構成される社会保障国民会議が設置された。親会議の下で開催された実務者会議、有識者会議の２つの会議体において、集中的な議論が行われ、就業者負担金支援制度という名称で 2029 年 4 月からの本格導入する税制改正大綱が決定された。

(1) 給付付き税額控除

中低所得者層に対し、「税・社会保障の負担の軽減を進め、所得に応じて手取りが増えるしくみとする」との観点から検討に着手された給付付き税額控除について、2026 年 7 月 29 日に社会保障国民会議が公表した「中間とりまとめ」において、2029 年（令和 11 年）度に導入される制度の内容が示された。中低所得の現役勤労者に対し、「所得に連動したきめ細かな給付」を毎年継続的に行うこれまでにないしくみで、2007 年 11 月の税制調査会答申「抜本的な税制改革に向けた基本的考え方」で取り上げられて以降、数次にわたり議論・検討され、法律にも検討が明記されてきた給付付き税額控除が、いよいよ具体化に向けて動き出した。

制度の内容としては、事業所得、給与所得に加え、業務に係る雑所得を含めた勤労性の所得が一定額以上あり、一定の税・社会保険料負担がある個人を対象とし、「年収の壁」への対応を踏まえ、就労促進を図る。原則として所得に応じた給付額とし、勤労性の所得が一定の水準に達するまで給付額を逓増させ、その後は定額とする。総所得が一定額を超える場合は逓減・消失させる。高所得の配偶者がいる場合の一定の例外を設ける。国と地方が協力して運営し、役割分担については制度導入後も継続的な検討を行う。閾値となる所得水準については恒久財源の確保とあわせて検討する等が示された。

金融所得については、医療保険における金融所得の勘案に向けた取組が進んでいることを踏まえ、制度を精緻化する中で対応を行うこと、預金の利子所得や資産保有による経済力の勘案については将来の課題として検討を行うこと、が示された。

給付付き税額控除は「経済財政運営と改革の基本方針 2026」（骨太方針 2026）でも社会保障と税の一体改革の推進施策として挙げられ、8 月 5 日に「中間とりまとめ」を受けて策定された「給付付き税額控除」の制度導入の基本方針が、9 月 15 日に「飲食料品消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の導入に関する大綱」として閣議決定され、10 月 5 日に召集された臨時国会に法案が提出された。

(2)　食料品消費税減税

給付付き税額控除は、公平性等の観点による高所得の配偶者、および子育て世帯への支援の観点による 16 歳から 18 歳の被扶養者等の追加的な情報確保のしくみが必要となること等から、2029 年度に本格導入するとされ、それまでの経過措置（つなぎ）として、飲食料品に係る消費税率の引き下げが議論された。飲食料品に係る消費税率引き下げに関しては、財源確保の問題に加え、飲食料品の税込の販売価格が実際には減税分だけ下がらない可能性が高いことや飲食料品への支出額が大きい高所得者層の方が金額的な恩恵が大きいこと等の減税効果の問題、外食産業や農家の手取り収入への影響、システムの改修に伴うコスト、2 年後の税率引き上げに対する懸念等、様々な論点が提示された。

飲食料品に係る消費税は、0%に設定するには改修期間がかかりすぎる等として、2027 年 4 月 1 日から 2 年間は 1%に設定されることになった。併せて、中低所得の現役勤労者に対しては、給付付き税額控除制度の本格導入を先取りした取組として、現時点で公的機関が保有する所得情報を活用し、飲食料品に係る消費税 1%相当分の範囲内で「所得に連動したきめ細かな給付」を行い、実質ゼロ化を実現することとなった。消費税 1%相当分の給付は、給付付き税額控除に向けての段階的な第一歩として、事務処理負担軽減も含めた取り組みに期待したい。

(3)　残された課題

残され課題について以下に記述していきたい。

最大の課題は、恒久財源の確保である。特例公債に頼らない確保の方法についての議論は進んでいない。さらに基本方針では、給付に係る所得水準および給付額の閾値はいずれも示されなかった。今後、諸外国との国際比較や恒久財源の確保とあわせて検討することとされている。給付付き税額控除を単なるばらまきのツールにしないためには、所得税および住民税制度の抜本改革を同時に行い、その中で財源を見つけ出していく必要がある。

２番目の課題は正確な所得把握をどのように行うかという点、３番目は給付条件に金融所得をどのように入れ込むかという点で、これらについては次の章で検討する。

４番目に、執行面で国と地方自治体がどのように役割分担をしていくかが挙げられる。「国か地方自治体かの二者択一ではなく、国と地方が協力して運営し、オールジャパンの事務負担を最小化」する方針が示された。世帯ではなく個人単位の給付となったことで、国による直接給付も可能になった。ただし、18 歳以下のこどもの人数に応じた加算や高所得の配偶者がいる場合の例外のように、必ずしも国の情報だけで十分とはいえない場合がある。マイナポータルへの公金受取口座の登録率やその現行化（最新状態の維持）等の問題への対応、受給意思の確認負担の軽減策についても検討が必要である。

3 所得情報の正確・迅速な把握と連携 – ガバメント・データ・ハブ

デジタル・セーフティネットの前提となるのは、所得情報を正確・迅速に把握し、それを給付に結びつけるしくみである。申告納税制度を採用しているわが国では、所得情報の正確な把握にはタックスコンプライアンスの確保が不可欠であり、そのための施策として、確定申告における利便性向上、第三者情報の活用、申告インセンティブの向上等が考えられる。デジタルを活用したデータ連携としてのガバメント・データ・ハブの構築が、デジタル・セーフティネットの基盤となる。

3.1 所得情報の正確な把握

給付付き税額控除の中間とりまとめでは、非課税ライン以下の者にも定額の給付が行われる設計になっており、正確な所得把握が欠かせない。所得把握をするのは税務署か地方自治体か、今後大きな議論になりそうだ。給与所得者は給与支払報告書である程度対応できるが、ギグワーカーやフリーランス等の個人事業者の正確な所得把握をどうするのか等、議論が必要だ。年末調整のないフリーランスやギグワーカーは、所得税の確定申告が必要である。そこでカギを握るのが「マイナポータルを活用した（収入）情報連携の拡大」と「法定調書の拡充」である。まずはギグワーカーがプラットフォーム事業者から自らの収入情報を入手し、e-Tax につなげる対応を進めることが必要だ。マイナポータルは民間同士の情報連携も可能なので、当事者間で進めることができる。さらにフリーランスや副業の収入情報もマイナポータルの活用が望まれる。

(1) 記入済み申告制度の更なる活用

確定申告については、「書かない確定申告」、「日本版記入済み申告制度」等と称される、法定調書の情報を申告書に自動的に反映させるしくみ（情報連携）が継続的に整備されている。申告に必要な給与や年金収入、医療費の支払額などをマイナポータル経由で入手し、e-Tax に自動的に取り込むことで納税者の利便性向上に資するもので、令和 8 年 1 月からは生命保険契約等の一時金・年金、損害保険契約等の満期返戻金等・年金、ふるさと納税以外の一部の寄付金が、マイナポータル連携の対象に追加された。令和 7 年分の所得税の確定申告で、マイナポータル連携を利用したのは 408 万人[1]と、前年から 31.7%増加した。ただし、所得税等の確定申告人員 2,353 万人に占める割合は、約 17.3%にとどまっている。マイナポータル連携、とりわけ民民の連携については、事前準備が必要なことが利用のハードルとなっていると考えられるが、法定調書の提出範囲の拡大や認知度向上、デジタルネイティブな仕様への見直し等により一層の活用を促し、将来的には全員申告を目指していく必要がある。

[1] 国税庁「令和 7 年分の所得税等、消費税及び贈与税の確定申告状況等について」（令和 8 年 5 月）

（２）プラットフォーム事業者の役割

シェアリングエコノミー、ギグエコノミーの中心的役割を果たすのは、プラットフォームとそれを運営するプラットフォーム事業者である。プラットフォーム事業者は企業と市場の中間的存在と位置づけられ、マッチング機能や決済インフラを提供するが、サービス提供者に対する支配力は、サービス内容やプラットフォーム事業者により様々である。Uber や Airbnb のように世界最大のタクシー会社や宿泊事業者にたとえられるプラットフォーム事業者がある一方、参入障壁が低いため新規参入も多い。

ネットワーク効果が働きやすい特性から、プラットフォーム事業者はビジネスの立ち上げ期には利益を確保することよりも顧客基盤を拡げることを優先する傾向があり、市場の寡占化が進みやすい。近年はデジタル社会に不可欠なインフラであるとの認識が広まる中で、公正な競争の確保、違法コンテンツの削除、情報空間の透明性・安全性の確保等、プラットフォーム事業者の社会的責任を問う動きが拡大している。

税制に関しては、プラットフォームが支配的な役割を果たすプラットフォームビジネスにおいて、取引の結節点であるプラットフォーム事業者に法定調書の提出義務を課すことが有効である。法定調書の提出義務者は給与や報酬、料金等の支払者が一般的であるが、EU のデジタルプラットフォーム事業者に販売者の収益の報告義務を課す指令（DAC7）、OECD のシェアリングエコノミーおよびギグエコノミーの売主に関するプラットフォーム運営者による報告のためのモデルルール（モデルレポーティングルール）は、ともにプラットフォーム事業者に情報提供義務を課している。わが国でも、国外事業者がデジタルプラットフォームを介して消費者向けに電気通信利用役務を提供し、その対価を特定プラットフォーム事業者を介して収受する場合、特定プラットフォーム事業者が役務提供を行ったものとみなして消費税の申告・納付を行う制度が、2025 年より導入されている。

ただし、国内のシェアリングエコノミーのプラットフォーム事業者は、連絡手段が確保できれば必ずしも氏名や住所の登録を必要としていない場合があることに加え、マイナンバー法で民間事業者の番号取得・活用は、税、社会保障、災害対策目的の利用を除き禁止されているため、法定調書に必要なマイナンバーを取得していない。また、プラットフォーム事業者には、マイナンバー取扱いに必要な厳しい安全管理措置を講じることが難しい小規模の事業者も多い。エントリーのハードルが低いことがシェアリングエコノミーやギグエコノミーの普及に寄与している側面もあるため、プラットフォーム事業者に情報提供義務を課すことが取引拡大の阻害につながらないかといった懸念への対応も考慮する必要がある。

一方、既に一部のプラットフォーム事業者は、シェアリングエコノミーの販売者やギグワーカー等に対し収入情報の提供を行っている。タックスコンプライアンスの観点からも、業界ルールとして一定規模以上のプラットフォーム事業者にマイナポータル連携を活用した本人への年間取引報告書の提供を義務化することから始め、徐々に小規模事業者にも対象を拡げるよう取り組むことが必要と考えられる。その上で、法定調書の提出等により税務当局への情報義務を課すことへと検討を進めていくことができるのではないか。国内のプラットフォーム事業者の情報提供が受けられなければ、国際的な情報交換の枠組みに参加することはできないことも考え合わせると、国内のプラットフォーム事業者にマイナンバーの取得を義務づけ、法定

調書の提出を課すことは早晩必要となろう。なお、将来的にはプラットフォーム事業者に所得税等の源泉徴収・納付義務を課すことも検討すべきである。

図表 1 日本版記入済み申告制度（イメージ）

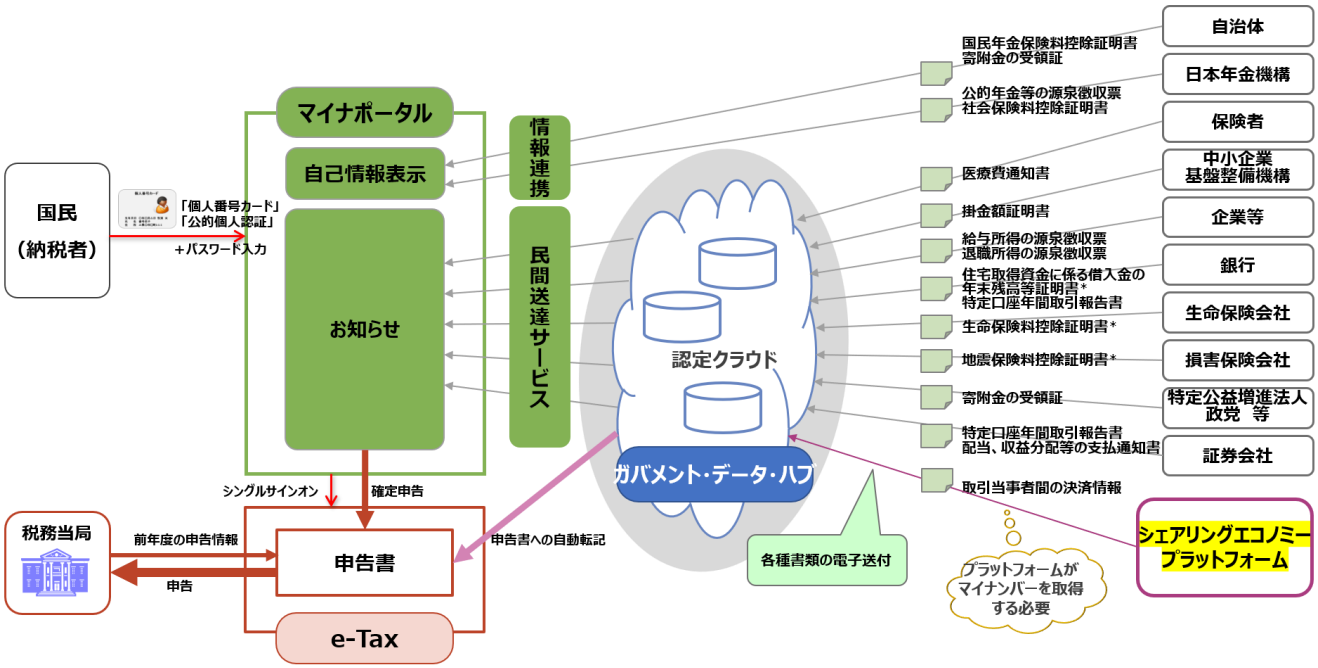

＊生命保険料控除証明書、地震保険料控除証明書、住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書は、当面は年末調整の対象

（３） 法定調書の拡充

所得情報は、税務当局が給与所得、退職所得、弁護士・税理士・外交員等の報酬、原稿料、講演料等を法定調書により収集しているが、提出範囲は予め法律で定められており、法律に定めのない職種や一定限度額以下の場合は提出が免除される。民泊や雇用関係のないフードデリバリー、オンラインマーケットプレイスでの自作の商品の販売等、働き方の多様化に伴い増加しているフリーランスやギグワーカーは、多くの場合源泉徴収が行われておらず、支払者による調書の提出も行われていない。また、金融に関する情報は、証券関係に限られている。適正な給付のための所得情報収集には、対象をフリーランス全体に広げるとともに、複数の収入源をもつ傾向があることやデジタルの進化を考慮し、金額基準を引き下げることが有効であると考えられる。また現在の限定列挙の規定を改め、法定調書の提出範囲や源泉徴収義務の充実や拡大をしていくことが必要である。

（４） 申告インセンティブとしての概算控除

個人事業者やフリーランス等は、確定申告の際、支払の根拠に基づく経費の計上が必要になる。給与所得者と比べて申告の手間・負担が大きいことがハードルになっている可能性があることを考慮し、個人事業者に申告のインセンティブを与えることを検討すべきではないか。平成 30 年度税制改正では、多様な働き方への対応として、給与所得控除を縮小し、その分を基礎控除に付け替える税制改革が行われたが、これを継続することが一つの解となる。資本や人を雇い事業をする伝統的自営業者と異なり、主として役務の提供を行うことで所得を得、実質的に給与所得者（会社員）と変わらない働き方をする「雇用的自営業者」に、給与所得控除の最低保障と同額の経費の概算控除を与えることを提案したい。

【特定口座を活用した簡易課税】

フリーランスやギグワーカーに対するタックスコンプライアンス向上、所得税納付のもうひとつの利便性向上策として、給与等の特定口座を活用した源泉徴収制度が考えられる。この特定口座は一個人がすべての金融機関を通じて一口座のみ開設できるものとし、収入口が複数ある場合も、すべての給与や報酬等をこの特定口座で受け取るものとする。特定口座で受け取った金額を個人の収入として、金融機関が源泉徴収するしくみである。必要経費の概算控除を認めるかどうかは、設計による。個人は確定申告しない場合はこれで納付まで完了し、確定申告した場合は申告内容を優先する。エストニアでは、個人による財務諸表の作成や税務申告、納税等が不要で、優遇税制が適用される起業家口座（Entrepreneur account）[2]として運用されている実績がある。

課題は、収入を特定口座以外で受け取る可能性があることであるが、特定口座は口座種別を分けることで、それ以外の銀行口座や証券口座に振り込んだ事業者はコンプライアンス違反への加担とみなし、防ぐことができる。

3.2 ワンスオンリー原則とガバメント・データ・ハブ

2009 年のリーマンショック後の景気対策、2020 年の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策をはじめとして、これまで行われてきた家計支援を名目とする定額給付は、全国民（外国人登録原簿に登録している者を含む）または住民税非課税世帯のいずれかを対象とするものが中心であった。2024 年 6 月に岸田文雄首相（当時）の下で実施された給付金・定額減税一体措置は、一種の給付付き税額控除とも言えるもので、調整給付により 1 世帯 10 万円の給付を受けられた住民税非課税世帯、住民税均等割のみ課税世帯と、10 万円の給付を受けられない住民税所得割課税世帯の間で、措置の効果

[2] https://www.emta.ee/en/private-client/taxes-and-payment/taxable-income/entrepreneur-account

に逆転が生じないよう図られた。実施主体となった地方自治体は、減税と給付の差額である調整給付の計算事務等、多大な負担を強いられ、また、定額減税の調整給付の対象が所得税と住民税の所得割であったことによる課題はあったが、この実施を踏まえ、的確な給付の実施には所得情報の正確な把握、および税と社会保障の連携が必要であることが再認識された。

就業者負担金支援制度についても、前年所得で給付を行うことは、給付を受ける者の経済状況をリアルタイムで表しておらず、コロナ禍や大規模災害など危機時の緊急支援策としては機能しないという問題がある。「前年所得」ではなく、「現年所得」ベースでの給付を目指していく必要がある[3]とともに、「所得に連動したきめ細かな給付」を実現するには、税務当局に報告された所得情報を、タイムリーに給付官庁に情報連携するシステムの構築が必要になる。2026 年 1 月からは、情報提供ネットワークシステムを使用した機関間情報連携サービスの提供が開始され、ガバメントクラウドを介したインフラが整った。国税庁認定のクラウドサービス等を利用した法定調書の提出は 2022 年 1 月に開始されており、税務当局に提出される前の段階で、他の行政機関と連携するしくみが整理されている。

当研究会では、2022 年以来、このしくみを応用した「ガバメント・データ・ハブ」の構築を提言してきた。法令に基づきこれまで企業から各行政機関に提出していた各種資料をクラウドサービス上に格納するもので、そのデータへのアクセス権を各行政機関に付与することで、各行政機関への個別の資料の提出が不要となる。デジタル・ガバメントの基本原則のひとつである、一度国に提出した情報は、二度提出することを不要とする「ワンスオンリー原則」に適うしくみである。企業が保有する電子データに各行政機関がアクセスするしくみなので、情報共有の迅速化、情報の保護という利点がある。加えて、行政機関が収受した情報の二次利用ではなく、生の電子データへのアクセスであるため、行政機関にとってデータ連携の制約が少ないと考えられる。企業が「ガバメント・データ・ハブ」に格納した所得情報を、税務当局と自治体・社会保障官庁の双方が利用することで、所得情報と給付の連携が図れるようになり、プッシュ型の給付を行うことも可能になる。

[3] この問題は「4　個人住民税の現年課税化」に関連する

図表 2 ガバメント･データ･ハブによる税（所得情報）と社会保障給付の連携（イメージ）

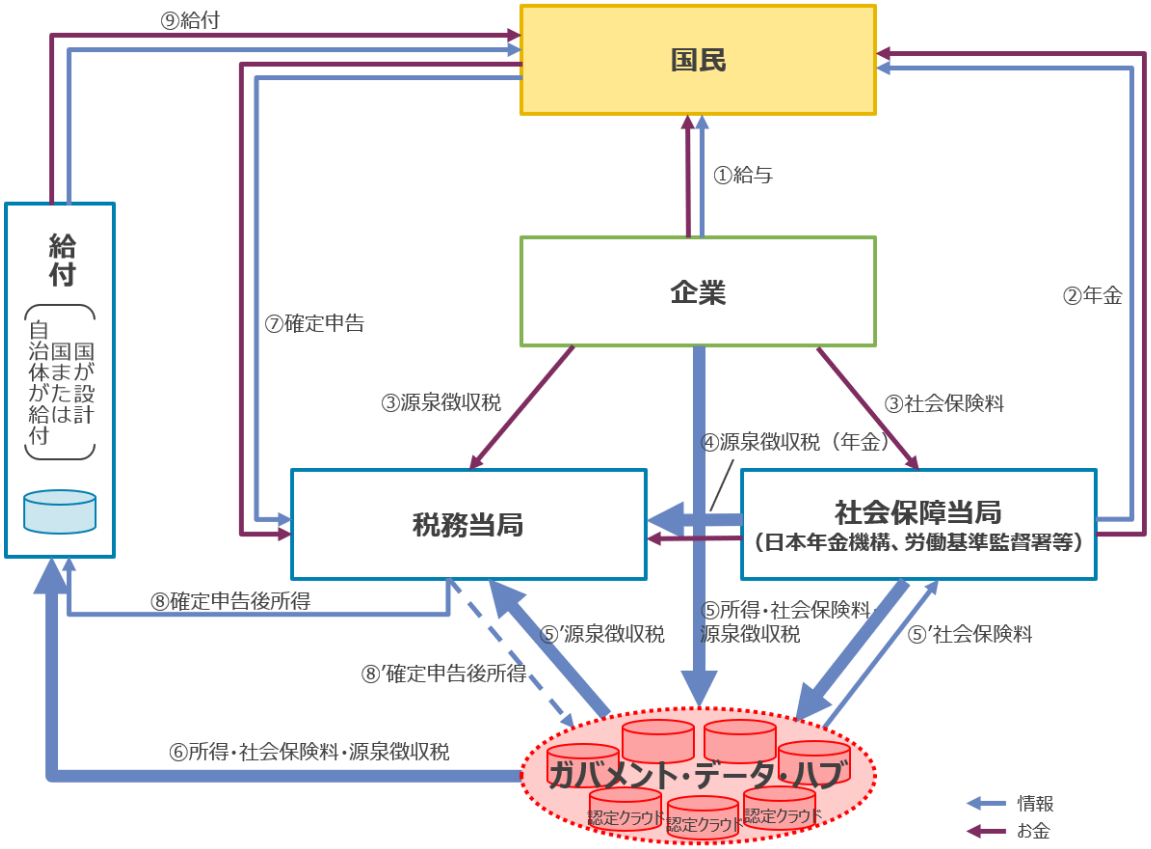

出典 森信茂樹 ガバメント･データ･ハブのイメージ（第 44 回デジタルエコノミーと税制研究会資料）

これが実現すれば、納税者はガバメント･データ･ハブ上のデータを使用して確定申告できるようになる。マイナポータル連携の場合、発行主体がマイナポータル連携に対応している必要があるが、ガバメント･データ･ハブの情報から記入済み申告書が作成できるようになれば、中小の事業者は個別の対応が不要になり、確定申告はさらに容易になり、全員確定申告の可能性が見えてくる。

3.3 負担能力と金融所得の把握

社会保障における応能負担の考え方は、古くは「経済財政運営と改革の基本方針 2015」（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）の「負担能力に応じた公平な負担のためには、所得だけでなく金融資産等の保有状況も考慮に入れることが必要」等に見ることができるが、保険料の徴収等に金融資産等の保有状況を考慮することは、これまでは把握が十分にできないために進んでこなかった。しかし、「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」（令和 5 年 12 月 22 日全世代型社会保障構築本部決定）において、2028 年度までに実施について検討する取組とされたことで、検討が具体的になった。

2026 年 5 月 29 日に成立した医療保険制度改正法には、後期高齢者医療制度における金融所得の公平な反映が明記された。現在は確定申告の有無により、窓口負担や保険料が異なる不公平の解消が目的である。医療・介護保険制度における金融所得の公平な取扱いに関する関係府省庁会議が検討したスキームでは、金融機関等が提出する法定調書を個人ごとに名寄せし、確定申告された課税所得と合算して、保険料等を算出するとされている。現状の課題は、法定調書のマイナンバー記載率が約 9 割にとどまること、法定調書の提出方法として認定クラウド、e-Tax、DVD 等が選択可能であり、オンライン提出割合が約 4 割にとどまること等が挙げられている。10 月 16 日の社会保障審議会医療保険部会に提示されたスケジュールでは、2029 年 1 月に提出される 2028 年分の特定口座年間取引報告書等からオンライン提出が義務化され、2029 年 8 月から保険料・窓口負担への反映を開始、2030 年 8 月以降はすべての金融所得の法定調書に対象を拡大することが公表された。

預金利子の所得把握には、預貯金口座へのマイナンバー付番を早急に進めていくことが必要である。

3.4 タイムリーな給付―リアルタイムインフォメーションに向けて

「給付付き税額控除」の制度導入の基本方針には、「コロナ禍の反省も踏まえ、ミニマムな事務コストでタイムリーな給付を可能とすることが喫緊の課題である」ことが、将来的な方向性として示された。参考になるのは英国のリアルタイムインフォメーションに基づくユニバーサルクレジットである。

英国は、2013 年に勤労税額控除、児童税額控除の 2 つの税額控除と、住宅手当や所得補助等の４つの社会保障を統合したユニバーサルクレジットを導入した。税と社会保障の複数の制度が一体化されたことで、申請の簡素化や制度間の給付要件の違いによる歪みが解消されただけでなく、既存の制度に比べて就労インセンティブとディスインセンティブが改善され、勤労収入の増加に伴い税引き後所得がなだらかに増加するよう改められた。勤労世帯の税引き後所得の中央値が生活保護の支給額を上回るように設定され、就業中の受給者も含めた職業訓練、ワークコーチによる未就業者の就業や就労者の収入増加を支援するしくみ等が整備されている。

勤労税額控除が年収の予測に基づいて給付されていた[4]のに対し、ユニバーサルクレジットは実際の月収に基づいて支給されるしくみで、執行も歳入関税庁から社会保障官署である雇用年金省による給付に一本化された。企業は毎月、従業員への給与の支払と同時またはそれ以前に給与、源泉徴収税、社会保険料等の額を歳入関税庁に報告（リアルタイムインフォメーション）し、ユニバーサルクレジットの受給者については遅くとも報告の翌日までに雇用年金省に連携され、月々の支給額に反映される。給与所得者以外のユニバーサルクレジット受給者は、本人が雇用年金省に所得情報の変動を報告する必要があるが、給付と結びついているため報告のインセンティブがある。

[4] 過不足額は事後的に調整

図表 3 英国の税（所得情報）と社会保障（給付）の連携のイメージ

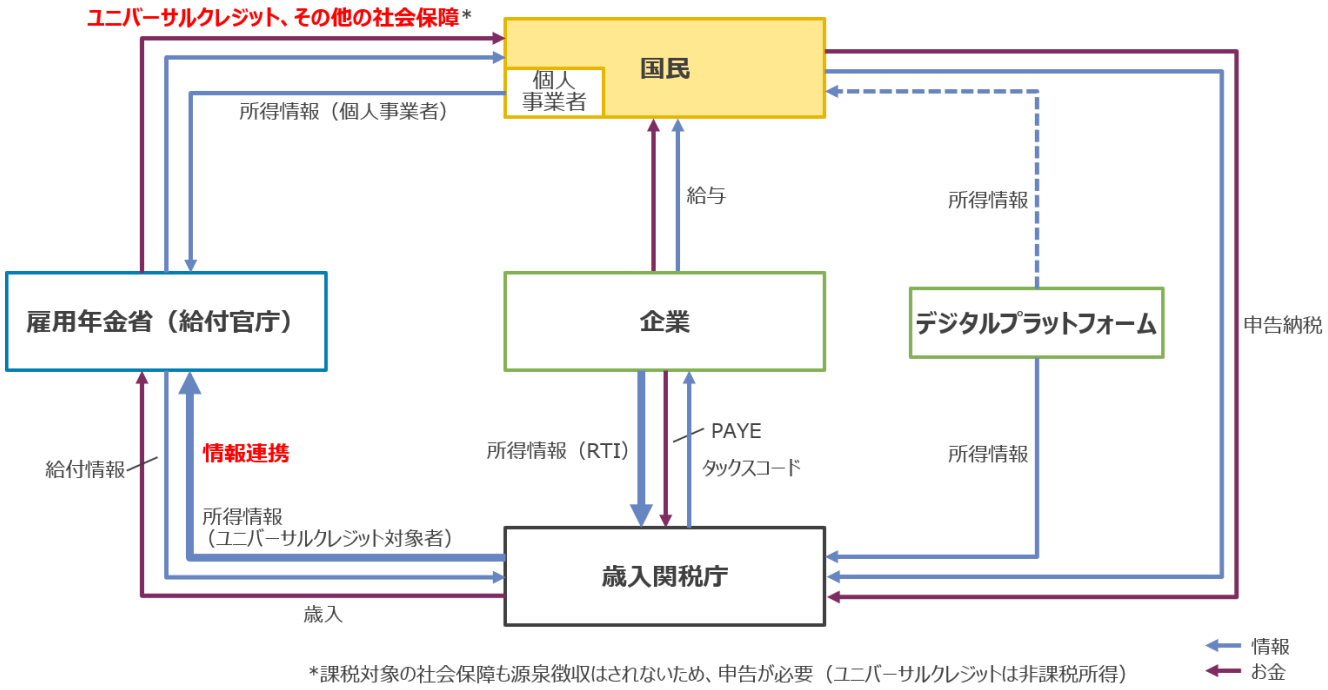

なお、英国ではリアルタイムインフォメーションの採用に合わせ、年間の控除額と適応される控除の種類[5]を示すタックスコードに、年間推定給与額等に基づく年度内の調整額を月次で反映させるしくみ（dynamic coding）を採用した。企業は、納税者ごとに割り振られたタックスコードを基に給与の源泉徴収を行うが、年度途中で従業員の控除額に変更がある場合、税務当局から新たなタックスコードが通知され、年初に遡って源泉徴収額を再計算し、前月までの累計額との差額により当月分の源泉徴収を行う（源泉徴収の精緻化（図表４参照））。源泉徴収額がマイナスになる場合は、翌月に繰り越す。月次の源泉徴収の正確性が向上し、企業は年末の申告書提出が不要になった。わが国では年末調整で保険料控除と住宅ローン控除という所得に直接連動しない調整を行うため、源泉徴収の精緻化を行っても現行のままでは年末調整が不要にはならないが、源泉徴収の精緻化を行うことで年末調整の負担は軽減される。保険料控除と住宅ローン控除については引き続き年末調整で行う以外にも、年末調整の対象外として本人が確定申告を行うことや、保険料と住宅ローンは年初に保険会社や金融機関から企業に提供する年間予定に基づいて控除を行い、剰余金や割戻金、繰り上げ返済等による変更があった場合は、年末調整や本人による確定申告、または翌年に調整する等の対応を採ることは考えられる。

企業が毎月、各従業員の所得額と源泉徴収額を税務当局に報告するよう変更することは、企業にとって負担が増大するように思えるが、企業は今でも納付書で給与を支給した実人数、支給の総額、源泉徴収した税額の合計額を税務当局に毎月報告しているので、報告の基になっている個人単位の情報を付加すればよい。現行の年末調整は複雑になりすぎて、企業に過度なコンプライアンスコストを課している。

[5] 標準的な非課税枠、配偶者控除の適用、非課税枠は他の収入で適用等

企業にとって負担の大きい年末調整が廃止または軽減されるのであれば、各従業員の所得額と源泉徴収額を毎月報告することも受け入れられる可能性はある。源泉徴収の精緻化は行わないまでも、将来的には全員確定申告を目指しつつ、当面は保険料控除と住宅ローン控除は確定申告の対象とし、基礎控除、配偶者控除等の所得控除を対象とする簡素な年末調整に移行することも一案である。企業が毎月報告したデータをガバメント・データ・ハブに蓄積し、集約結果を記入済み申告書に反映させることで、従業員の申告手続の簡素化も実現される。副業収入の申告や医療費控除を受けるために確定申告をする人や、年末調整を受けるために個人のプライバシーに関わる情報を会社に提供することに抵抗がある人もある。これらの人々は年末調整の対象から外し、年末調整を行うのは年末調整により所得税の申告～納付まで完了する従業員のみを対象とすることも考えられる。

所得情報把握の頻度が高まれば、タイムリーな給付が可能になる。タイムリーな給付が実現されれば、個人事業者、フリーランス等についても月次または四半期等の頻度で所得を申告するインセンティブが高まると想定される。

図表 4 ガバメント･データ･ハブの引用

組織	日時	資料	内容
日本経済団体連合会	2026 年 9 月 15 日	令和 9 年度税制改正に関する提言―投資牽引型経済の実現に向けて―	• 持続的な社会制度の構築のために、税・財政・社会保障一体改革にも欠かせない世代間公平性の確保に向けた基盤整備（**ガバメント･データ･ハブ**、マイナンバーの徹底活用）を進めるべきである。（Ⅰ．基本的な考え方） • このため、府省間や国と地方の縦割りを排するとともに、サービス提供者や利用者も含めた一元的な情報基盤（**ガバメント･データ･ハブ**）の整備を加速することが極めて重要となる。（Ⅲ．２．一元的な情報基盤の整備と利活用）
関西経済連合会	2025 年 10 月 30 日	健全で持続的な成長へつながる税財政・社会保障制度に関する提言	• 近年、マイナンバー制度の浸透や自治体システムの標準化の進展が見受けられるが、この動きをさらに加速させ、正確かつ迅速に所得等を把握するとともに、所得や税・社会保険料の負担・給付等に関する情報について、税務当局や自治体、社会保障を管轄する官庁等の関係機関が共通して活用できる情報インフラ整備、いわば「**ガバメント･データ･ハブ**」の構築に向けた大胆な予算措置、およびマイナンバー制度の利活用の拡大に関する法的拘束力を伴う制度設計 20 に早急に取り組むべきである。（2.（2）真に必要な人への給付にあたり求められる情報インフラを整備すべき） • ＜要望項目＞所得や税・社会保険料の負担・給付等に関する情報について、税務当局や自治体、社会保障を管轄する官庁等の関係機関が共通して活用できる情報インフラ整備［中長期］（「**ガバメント･データ･ハブ**」の構築に向けた大胆な予算措置、およびマイナンバー制度の利活用の拡大に関する法的拘束力を伴う制度設計）（同上）
令和国民会議	2025 年 4 月 25 日	「**ガバメント･データ･ハブ**」の構築と「勤労支援給付制度」の導入を －公平・公正な税と社会保障制度の実現に向けて－	• 私たち令和臨調は、国民の所得・資産や世帯構成、税・社会保障の負担と社会保障給付などの情報を一元的にまとめ、税・社会保障を担当する行政部門が、必要に応じて相互利用する仕組み、即ち行政情報の相互利用基盤「**ガバメント･データ･ハブ**」（以下、「ハブ」）の構築を提案します。（要旨） • 現状の課題を解決するとともに、今後、社会保障などにおける公正で的確な給付と負担のあり方を実現していくためには、行政が負担と給付の情報を高い精度で一元的に把握し、税や社会保険料の負担を判断する共通の情報基盤を整える必要があります。（Ⅰ．（2）**ガバメント･データ･ハブ**の概要）
経済同友会	2026 年 10 月 2 日	就業者負担軽減支援金を軸とする 社会保障・所得税の一体改革～中低所得者の負担軽減と勤労意欲の向上に向けて～	• 今回の制度導入を契機として、平時から国が国民に直接給付できる恒久的なデジタル基盤を構築すべきである。（Ⅲ．2．実施主体） • 将来的には、給付と税額控除の組合せや、マイナンバーを活用して所得情報を連携し、よりタイムリーに所得を捕捉する仕組みなど、運用基盤のあり方についても継続的に検討し、公平性・効率性を一層高めていく必要がある。（Ⅵ．2．①デジタル技術の活用）

4 個人住民税の現年課税化

「飲食料品消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の導入に関する大綱」では、就業者負担軽減支援金の額は前年の所得の額および扶養児童の数に応じて定めることが明記されている。これは、「所得に連動したきめ細かな給付」の観点からは疑問がある。前年の所得情報を使用せざるをえないのは、市町村が前年の所得情報しか保有していないためであり、個人住民税が前年の所得に対して課税される前年課税方式が前提となっている。個人住民税が前年所得課税とされている理由については、所得税と個人住民税の手続きの重複感を排除することや年末調整が不要になることが挙げられているが、地方税が前年所得課税であることの不都合は、退職による収入減少だけでなく、転職の増加、フリーランスやギグワーカー等の所得の変動の大きい働き方の増大、増加を続ける外国人労働者が 1 月 1 日前に帰国すると課税できない等により、これまで以上に拡大している。「所得に連動したきめ細かな給付」の実現の上からも、現年課税化の必要性は高まっている。

個人住民税の現年課税化は、1968（昭和 43）年の政府税制調査会中期答申で、「現在、住民税は、前年の所得を基礎として課税するいわゆる前年所得課税のたてまえをとっている。所得発生の時点と税の徴収の時点との間の時間的間隔をできるだけ少なくすることにより、所得の発生に応じた税負担を求めることとするためには現年所得課税とすることが望ましいと考えられるので、この方法を採用する場合における源泉徴収義務者の徴収事務、給与所得者以外の者に係る申告手続等の諸問題について、引き続き検討することが適当である。」とされて以降半世紀以上が経過したが、未だに検討は進んでいない。

現在、個人住民税は賦課課税方式が採用され、各市町村の税務部局が前年度の給与支払報告書や公的年金等の支払報告書、確定申告書等に基づき住民税額を計算し、住民税決定通知書を納税者本人や特別徴収を行う企業に送付している。現年課税化されると、企業は 1 月 1 日の住所地を把握し、個人住民税額の計算と源泉徴収をしなければならなくなるため、負担が増えるとして経済界が反対している。年末調整は、総務省の個人住民税検討会で、企業が行う所得税方式と市町村が行う市町村精算方式の 2 案が検討されている。それ以外に、納税義務者の切替前年の所得と切替年の所得に対する税負担の問題がある。

住民税の所得割は 2 団体（神奈川県、兵庫県豊岡市）で超過課税を実施しているが、企業による源泉徴収は全国一律の 10%とし、超過分については均等割りと併せて自治体が独自に徴収することで、企業の負担を軽減することが考えられる。月々の申告書（データ）の様式は全国一律とし、共通納税システムを利用して市町村コードで振り分けられるようにする必要がある。

市町村精算方式は企業にとっては年末調整の負担増にはならないが、所得税方式が採用された場合でも、所得把握のリアルタイム化と併せて源泉徴収の精緻化を行えば、企業の年末調整の負担は限定される。従業員に副業等の収入がある場合は、所得税の確定申告と同時に住民税の確定申告を行うようにすればよい。所得税と住民税で控除額に差はあるが、企業は基本的に控除できる。超過累進課税が採用されている所得税と異なり、住民税は定率課税であるため、計算は容易である。

図表 5 源泉徴収の精緻化

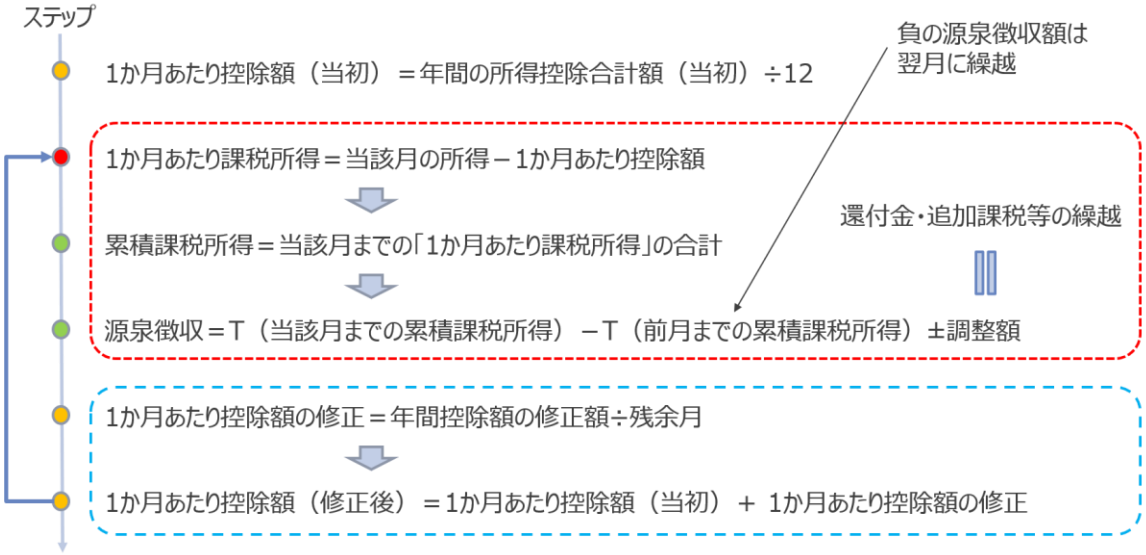

出典：佐藤主光「個人住民税の現年課税化について」（第 46 回デジタルエコノミーと税制研究会資料）

現在は確定申告または住民税申告で所得の申告・納付をしている個人事業者やフリーランス等については、2029 年度に開始される給付付き税額控除の給付対象者には確定申告不要な個人も対象者に含まれることから、すべて確定申告を義務づけることが望ましいと考えられる。これは法定調書の金額基準の引き下げとも整合するとともに、記入済み申告制度が活用できるため、申告者の利便性も向上する。確定申告された情報は、書面での申告を含め、速やかに自治体に送付することが必要である。

1 月 1 日の住所地は、企業は現在も扶養控除等（異動）申告書で収集している。一方で、年の途中で引っ越した場合でも 1 年分の住民税を 1 月 1 日の住所地に納付するのは、紙の書類による申告が主流だった時代に最適な制度であると考えられる。将来的には所得把握をリアルタイム化して源泉徴収の精緻化を行うことで、住所地のリアルタイム化も可能になる。国際間でも入出国日を基準に所得税が課税されることを考慮すると、居住実態に合わせた住民税の課税について前向きに検討を進めるべきと考える。さらに、二地域居住等についても一定の係数等で按分することが考えられる。所得税と住民税の徴税を一元化すると、納税負担は軽減され、自治体間の配分も容易になる。所得税と住民税の課税ベースの統一は、さらに効果的である。デジタル技術の進歩を取り込みつつ進めていくことが望まれる。

切替年度の税負担については、2 年分課税する、切替前年の所得は複数年かけて課税する、切替前年と切替年の一方のみ課税する等、複数の案が挙げられている。納税者の担税力を考慮すると 2 年分をまとめて課税することは現実的ではない一方で、一度に切り替えると前年所得の取りこぼしという議論が起こる可能性がある。前年所得と現年所得の課税ベースを組み合わせることは、現場が混乱するため避けるべきであるとすると、前年所得課税（旧住民税）と現年所得課税（新住民税）の 2 つの住民税を設け、例えば移行 1 年目はそれぞれ 5%ずつ、2 年目は旧住民税 3%と新住民税 7%というように、合計の税率が 10%になるように旧住民税から新住民税へ税率を移行する案が考えられるのではないか。移行期の課税が理由で現年課税化の検討が進まないことは避けるべきである。納税者の多くは前年度

課税されているのか現年度課税されているのか意識していないことを考慮すると、執行面も考慮して最適な選択肢を検討すべきであろう。

いずれにしても、就業者負担軽減支援金制度が導入されるこのタイミングで、デジタル技術の活用を行うことにより現年課税に向けての課題を整理し検討を進めていく必要がある。

5 暗号資産と税制

2026 年 7 月に、改正金融商品取引法が可決、成立した。令和 8 年度税制改正において、金融商品取引法等の改正を前提に、暗号資産取引に係る課税の見直しが行われたのを反映したもので、これにより一定の暗号資産は金融商品として位置づけられることとなった。

暗号資産（仮想通貨）は、資金決済法で不特定の者に対して代金支払い等に使用でき、法定通貨と相互に交換でき、電子的に記録・移転できる財産的価値とされ、これまでは基本的に決済手段として位置づけられてきた。金融・資本市場の変化に伴い、国内外の投資家の間で暗号資産が投資対象とみなされるようになったことで、自由民主党・公明党令和 7 年度税制改正大綱において、暗号資産を金融商品に位置づけること、金融商品並みの投資家保護規制をかけること、取引業者に税務報告義務を課すことが、検討事項として示された。令和 8 年度の税制改正では、暗号資産の根拠法令を資金決済法から金融商品取引法に移管したうえで、一定の暗号資産について国民の資産形成に資する金融商品として、上場株式並みの 20%の申告分離課税とするとされた。「一定の」暗号資産とは、日本国内で登録されている暗号資産取引業者が取り扱う暗号資産で、暗号資産取引業者に譲渡した場合のみ、分離課税の対象となる。それ以外については従来通り総合課税の対象である。一定の暗号資産を原資産とする暗号資産デリバティブ、一定の暗号資産を投資対象とする ETF についても政令改正により組成可能としたうえで、20%の申告分離課税の対象とし、申告分離課税の対象となる暗号資産取引により発生した損失については、3 年間の繰越控除が認められた。ただし、一定の暗号資産を原資産とする ETF については上場株式等との損益通算が可能、一定の暗号資産を原資産としたデリバティブについては他のデリバティブとの損益通算が可能であるのに対し、一定の暗号資産（現物）については一定の暗号資産の範囲内でのみ損益通算可能という制約がある。

これまで当報告書は、革新的な技術への税制の対応を考える場合、2 つのアプローチがあると記述してきた。ひとつは既存の法律・会計・税制に当てはめる方法（「当てはめアプローチ」）で、2017 年 12 月に公表された国税庁の見解で、暗号資産の売却等による損益の取り扱いが原則として雑所得に区分され、総合課税の対象となったことがまさにこれに該当する。これは、資金決済法で暗号資産が、「代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができる財産的価値」と支払手段に類する位置づけがなされた（第 2 条 5 項）ことから、日本円と外貨を交換した際に生じる為替差益と同じ扱いに「当てはめた」ことによる。問題となっている法人の自社保有暗号資産の時価評価も、「当てはめ」の結果である。このアプローチでは無理や不都合が生じ、結果としてビジネスが阻害される可能性もある。

一方で、暗号資産取引の中には、資産の譲渡として譲渡所得扱いとした方がふさわしいものもある。ただし、暗号資産はすべてが有価証券と同様の規制ができるわけではない。暗号資産の中にはビットコインやイーサリアムのように、広く流通しているため発行体規制やインサイダー取引規制にそぐわないものがあるほか、取引所を介さないウォレットでの取引や、ウォレットで取引が行われたあと取引所で行われる取引等もある。そこで、新たな「発明」にふさわしい法律・会計・税制のルールをつくる方法（「抜本的アプローチ」）が必要となる。根本からしくみを作るので、整合性のとれたものになる。弱点は時間がかかるため、その間ビ

ジネスの遅れが生じることである。上述の税制改正は、抜本的アプローチに一歩進んだものとして評価できる。それには政府部内に司令塔を置き、そのもとで法律・会計・税制の抜本的な対応策を、スピード感をもって行うことが必要である。

今後の課題としては、国内で登録されている暗号資産取引業者を通じて譲渡した場合のみ分離課税の対象となることで、個人間やゲーム内での取引等、デジタルな暗号資産は対象とならない取引の場面が多く存在する。損益通算が複雑なことも課題とされ、特に現物の暗号資産は損益通算の範囲が限られ、ステーキングやマイニングの報酬等との損益通算もできない制約がある。また、残された課題としては、現在は暗号資産同士を交換した時点で所得が発生したとして課税されるが、これを法定通貨に交換した時点まで繰延べできるようにすることが要望されている。

分離課税の対象となる暗号資産は、今後、政省令等で確定される見込みである。暗号資産 ETF については証券会社の中にも取り扱いの準備を進めているところがあり、NISA の対象とされるかによって社会への浸透に影響が出ることが見込まれるが、令和８年度税制改正において、投資家保護のための法整備を前提に 20%の申告分離課税の対象とされたという経緯を踏まえると、中長期的な検討事項であると考えられる。今後当研究会でも、金融商品としての暗号資産と税制のあり方について引き続き検討していきたい。

6 デジタルエコノミーと税制研究会メンバー

●座長

森信 茂樹　東京財団 シニア政策オフィサー、ジャパン・タックス・インスティチュート 代表理事

●委員（五十音順）

青山 慶二　千葉商科大学大学院 客員教授
厚治 英一　新経済連盟政策部 副部長
上田 祐司　シェアリングエコノミー協会 代表理事、株式会社ガイアックス 代表執行役社長
大崎 貞和　野村総合研究所未来創発センター 主席研究員、東京大学公共政策大学院 客員教授
岡 直樹　東京財団 名誉フェロー
小笠原 泰　明治大学国際日本学部 教授
工藤 貴礼　三井住友信託銀行業務部 制度・業務企画チーム長
佐藤 主光　一橋大学経済学研究科 教授
永田 寛幸　資本市場研究会 常務理事、立教大学大学院経済学研究科 特任教授
鳴島 安雄　税理士
増島 雅和　森・濱田松本法律事務所外国法共同事業 パートナー
松尾 元信　日本証券業協会 副会長
松原 仁　京都橘大学工学部情報工学科 教授
柳川 範之　東京大学大学院経済学研究科 教授
渡辺 徹也　早稲田大学法学学術院 教授

●オブザーバー（五十音順）

浅岡 孝充
大柳 久幸
筧 文貴
西沖 悠
能村 幸輝
林 良樹
山崎 大介
吉越 文
安河内 誠

杉山 亜希子 Airbnb Japan 株式会社公共政策本部 上席渉外担当

●事務局

稲葉 由貴子 株式会社NTTデータ経営研究所社会・環境システム戦略コンサルティングユニット シニアスペシャリスト
三田 雄登　株式会社NTTデータ経営研究所社会・環境システム戦略コンサルティングユニット シニアコンサルタント

7 研究会の開催概要

第 44 回　　2026 年 3 月 23 日

- ◆ 金融庁税制改正大綱　暗号資産
- ◆ 給付付き税額控除の論点

第 45 回　　2026 年 6 月 17 日

- ◆ 情報アクセスと課税制度　EU 及び各国の経験

第 46 回　　2026 年 7 月 29 日

- ◆ 個人住民税の現年課税化について

第 47 回　　2026 年 9 月 30 日

- ◆ デジタルアセットの現在地

第 48 回　　2026 年 10 月 20 日

- ◆ ギグワーカーの支払調書について
- ◆ 報告書について

8 引用・転載について

当研究会の報告書の一部を引用・転載される場合には、出典（研究会名、報告書のタイトル等）の表記をお願いします。引用・転載された場合は、お手数ですが事務局までご連絡ください。

デジタルエコノミーと税制研究会事務局

〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-7-9 JA 共済ビル 9 階
株式会社 NTT データ経営研究所
社会・環境システム戦略コンサルティングユニット
TEL： 03-5213-4295
担当： 稲葉（inabay@nttdata-strategy.com）
三田（mitay@nttdata-strategy.com）